



No.

Attorney at Law Fukuda & Kinoshita

令和4年1月31日

特定非営利活動法人消費者被害防止ネットながさき  
理事長 福崎博孝様  
担当者 横山公一様

株式会社ぜに屋本店  
代理人弁護士 福田浩久



令和3年12月7日付「申入書」に対する回答

当職は、株式会社ぜに屋本店（以下「当社」といいます。）の代理人弁護士として標記の件につき回答いたします。

当社の主張は、当社からの令和3年7月30日付回答書（以下「回答書」といいます。）において回答させていただいたところです。以下、補足説明及び法的観点も加えて改めて回答いたします。

第1 「質値は貴方に付けていただきます。」との表現

1 この表現は、一見して明らかなキャッチコピーであり、実際に顧客が質値を希望どおりに付けられないことは一般消費者にも明らかです。それは、質屋契約の本質上、質物を上回る価格での値付けはありえないことは、一般消費者でも社会通念として抱いているからです。

従って、このキャッチコピーどおりに質値が付けられるとの誤認が生じないことも明らかです。

なお、回答書でも記載したとおり、このキャッチコピーには、「無理に大きな質値を付けて高い質料を払わなくても良いですよ」、「（必要時資金以上に）多く借りすぎてあとで質物を受け出すときに困らないように」お客様ご自身があえて質値を低くすることもできるという意味も含まれていることも付言いたします。

弁護士法人福田・木下総合法律事務所

長崎・主たる事務所：〒850-0032 長崎県長崎市興善町2番31号 太陽生命長崎ビル2階  
TEL 095-816-3261 FAX 095-816-3262  
URL : <http://www.fukudalaw.jp/>



2 申入書においては、「御社がそのような強気の宣伝をするからには、競合他社よりは顧客の希望額に近い質値を付けてもらえるのではないかという期待が生じることは消費者心理からして往々にしてあり得ます。この場合も、やはり一般消費者に誤認をあたえています。」とありますが、この主張は景品表示法5条2項の解釈を誤ったものです。

事業者が、自社の商品・役務に対し、例えば「自信があります。」「精一杯頑張ります。」等の主観的な表現によるアピールをすることは優良誤認表示には該当しません。そのような表現によっても一般消費者は何ら、そのような表示により「著しく優良」であると考え、誤認することはないですし、合理的な選択を阻害されることもないからです。一般的に企業等が自社の優位性を抽象的にアピールすることは普通にあることであり、一般消費者がそのようなアピールをもって個別の商品・役務等までが著しく優良であると誤認することはないからです。

本件でも、会社の「自信の表れ」は会社のプライドの表現であり、その表現は景品表示法上も許容されるものです。

3 以上の次第ですので、本項の申し入れには応じられません。

第2 「長崎県で買取といえば、一番の買取価格・・・」との表現

1 当社は、回答書において、この表現の論拠となる資料を添付しています。

具体的には、当社が毎月行っている他店舗の実証的買取価格調査結果であり、客観的事実に基づくものであり定期的に広範に行われているものです。

消費者が、当社の買取価格が、他社と比較して著しく優良であると誤認するという事実は前提を欠きます。

2 上記調査に基づき、本表示をしているのですから、十分な根



拠をもった表示であるということになります。

当社が不当な表示を行っているということならば、その具体的根拠を示していただきたいと存じます。

- 3 買取価格については、むしろ当社以外のフランチャイズの買取店等が頻繁にチラシ広告をうっていますが、その中には不当な表示も見受けられ、結果的に誤認した消費者がそのような業者に当社より低い金額で売却している事例も多くみられます。他方、当社において顧客とのトラブル等が存在しないことは回答書記載のとおりです。

当社としては、貴法人におかれましても、何が真実消費者のためになるのかを、大局的な見地から十分に検討して行動していただきたいと考えております。

当社のように、信頼を基礎として長年にわたり堅実な営業をしている法人を重箱の隅をつつくように指弾することは何ら消費者のためになるものではありません。

- 4 以上の次第ですので、本項の申し入れには応じられません。

### 第3 「質値は最高」「最高の質値」との表現

- 1 上記第1で述べたことは、この表現についても同様であり、これを援用します。

- 2 質物は、一つ一つがすべて異なるものであり、質値をつけるためには的確な評価をすることが質屋営業をするにあたり不可欠です。

しかし、とある質屋が、質物につきの的確な評価を出来無い場合、また、質流れが多い場合には、どうしても質値をかなり低く付けて利益を得ること及び損害を回避することに走りがちです。

しかし、当社の場合は、長年の経験及び企業努力から、的確



な評価ができ、また質流れも他社と比べ圧倒的に少ないことから、的確な評価に基づく高い質値を付けることができるのです。

- 3 当社のホームページでは、「質値は最高 質値に対する信頼です。ぜひ屋における質値は的確に評価されたものであり、それ以上は望めない最高の質値と考えております。このことがテレビCMでお馴染みの「質値はあなたに付けて頂きます」というキャッチフレーズにつながるものです。」と説明しています。

「質値は最高」というのはキャッチコピーでもあり、全体を見れば「質物の実際の価値に見合った「最高の評価をする」という意味合いと理解できます。

- 4 上記第1で述べたとおり、質値は必ずしも顧客の希望どおりとなるものではないですが、回答書記載の当社の査定システムにより、他の業者よりは自動的に高い質値となるような仕組みとなっているので、優良誤認表示では無いということになります。

- 5 以上の次第ですので、本項の申し入れには応じられません。

#### 第4 「保管」に関する表現

- 1 既に回答書で回答済みです。
- 2 わが国の倉庫協会の全国会員名簿を確認すれば、質屋で許可を得ているのは当社だけであることが確認できます。  
事実ですので、何ら不当な表現となるものではありません。

- 3 以上の次第ですので、本項の申し入れには応じられません。

#### 第5 「質料は最低」との表現

- 1 当社のホームページの会社概要には、当社の POLICY 3 つ



の信頼として、「質値は最高」「保管は万全」「質料は最低」と並列的に記載されています。

これは、将に、当社のポリシーであり、企業の姿勢を示すものです。

その文言の下には、その意味合いも詳しく書いていますが、企業としての姿勢を示すものであり、絶対的に他店と比較して質値が最高であることや質料が最低であることを「約束」「保証」しているものではないことは明らかであり、消費者がそのような、確実な「約束」「保証」であると誤認することはありません。

第3、第5に共通しますが、これらの表現は会社概要にしか記載されておらず、質入に関する案内の部分には、これらの表現は記載されていないので、質入をする顧客がそのような誤認をするとは考えられません。

当社では、会社としての姿勢と実際の買取や質入の案内とは、明確に区別した表示を行っています。

2 有名家具店の「ニトリ」は、「お値段以上ニトリ」というキャッチフレーズを大々的に使っています。

これは、品質は良いが、価格は安いということを宣伝しています。

ニトリの家具にお値段以上の価値があるかどうかは誰も証明できませんが、キャッチフレーズとして何ら問題無く使用されています。

それは、企業の姿勢等のアピールであり、消費者がこのキャッチコピーによりニトリの家具が他店と比較してコストパフォーマンスが良いと誤認することは無いからです。

3 当社のキャッチコピーについても、顧客に対しては、契約前に一物一価に基づく査定及び説明を行い、納得の上で契約していただいています。



No.

Attorney at Law Fukuda & Kinoshita

そもそも、当社の表現が、必ずしも、他社と比較して質値や質料が優れていることを断定したり保証する表記では無いのですから、誤認も生じないこととなります。

4 以上の次第ですので、本項の申し入れには応じられません。

以 上

弁護士法人福田・木下総合法律事務所

長崎・主たる事務所: 〒850-0032 長崎県長崎市興善町2番31号 太陽生命長崎ビル2階  
TEL 095-816-3261 FAX 095-816-3262  
URL: <http://www.fukudalaw.jp/>